Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和元年11月22日 高知河川国道事務所

令和元年8月台風第10号の波浪による 直轄海岸保全施設の災害復旧の実施について

~直轄海岸災害復旧事業が採択されました~

直轄高知海岸では、令和元年8月台風第10号の波浪により被害を受けた直轄海岸保全施設について、直轄海岸災害復旧事業が採択されました。

これにより、南国工区、長浜工区、戸原工区について、沈下・散乱した消波ブロック等の復旧を、今後実施します。

■直轄海岸災害復旧事業費(高知海岸)

全体額 約196百万円(決定額)

内 約 98百万円(令和元年度所要額)

本施策は、四国圏広域地方計画【No.1南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災力向上プロジェクト】の取組に該当します。

【問い合わせ先】

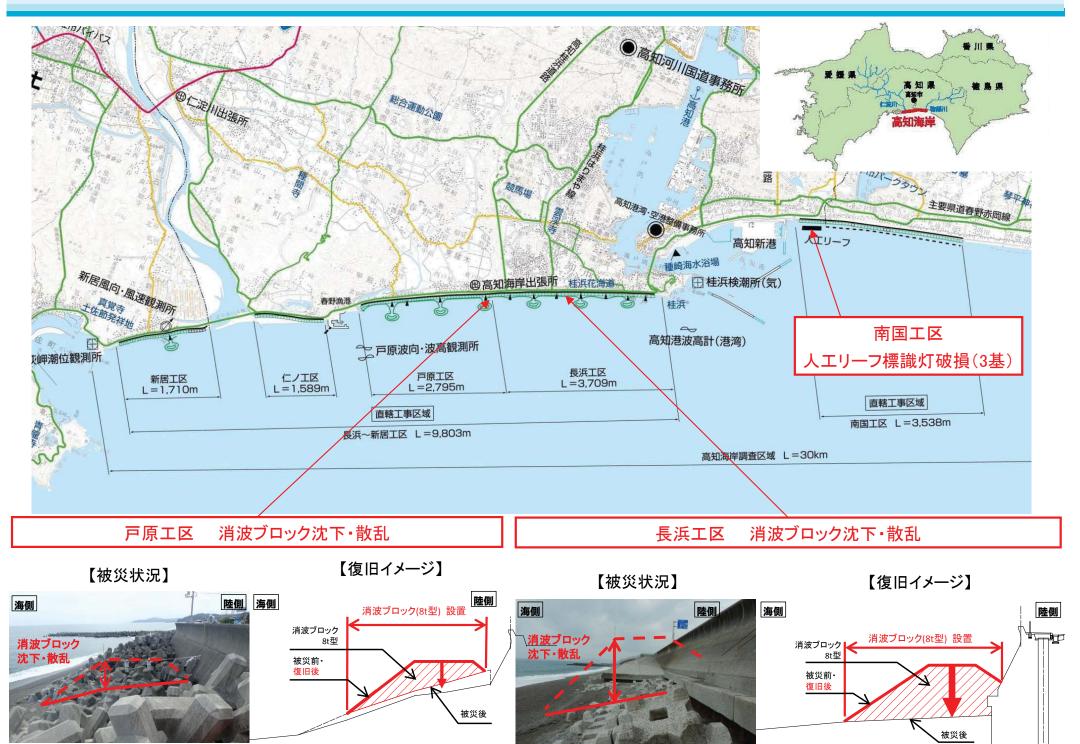
国土交通省 四国地方整備局 高知河川国道事務所 電話 088-833-0111(代表)

〇副所長 **岡林 福好**(内線204)

工務課長 中山 雅登 (内線311)

〇主な問い合わせ先

直轄高知海岸の被災状況(令和元年8月台風第10号)



直轄高知海岸の波浪等の状況(令和元年8月台風第10号)

台風第10号の波浪により、高知市東諸木地区、長浜地区、浦戸地区、南国市丸山地区において、越波が発生し、水防団による巡視や、高知県による県道春野赤岡線の通行止め、越波対策として大型土のうが設置されました。

台風第10号の波浪による越波確認箇所



台風第10号による越波状況





水防活動の状況



